

宅地造成工事規制区域とは

宅地造成に伴いがけくずれや、土砂流出のおそれが著しい市街地、または市街地になろうとする区域で法律により指定されたものです。この区域内では宅地造成に関する工事や宅地の保全について、災害の防止のため必要な規制を行っています。



検査済証を確かめましょう

宅地造成に関する工事の検査済証

第〇-123号
〇〇年1月23日
(奈良県知事) ㊟

下記の宅地造成に係る工事は、検査の結果、宅地造成等規制法第9条第1項の規定に適合していることを証明する。

1. 許可番号	第〇-123号
2. 許可年月日	〇〇年5月14日
3. 工事をした土地の所在及び地番	△△市〇〇町××番地
4. 造成主住所氏名	△△市〇〇町3丁目 奈良花子
5. 工事完了検査年月日	〇〇年1月14日
6. 検査員職氏名印	技術吏員 建築 太郎 ㊟

宅地造成工事規制区域内で宅地を購入するときには許可を受けて工事をした宅地かどうか、検査済証で確認しましょう。もし検査済証が交付されていない宅地を購入された場合は、建物などを建てられないことがあります。

あなたの宅地は安全ですか？

宅地防災の手引



やめよう危険な造成工事
確かめよう宅地の安全性



相談先

奈良県県土マネジメント部
地域デザイン推進局建築安全推進課 ☎ (0742) 27-7573

郡山土木事務所建築課 ☎ (0743) 51-0210

高田土木事務所建築課 ☎ (0745) 44-3878

中和土木事務所建築課 ☎ (0744) 48-3079

奈良市都市整備部開発指導課 ☎ (0742) 34-5237



上記のほか、各市町村の開発指導担当の窓口でも相談をお受けしています。